

井原地区消防組合障害者活躍推進計画

井原地区消防組合

機関名	井原地区消防組合
任命権者	消防長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
井原地区消防組合における障害者雇用に関する課題	<p>○ 井原地区消防組合は、職員定数110名の一部事務組合であり、現在、在職する常勤職員は、消防吏員のみで、これまで職員募集については、職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設けているものの、障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>消防吏員は、障害者雇用率制度の適用から除外されているものの、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が活躍するための、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
採用に関する目標	○ 消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取り組み内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。</p> <p>○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。</p>
(2) 人材面	○ 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のために、研修を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○ 定期的な面談の設定及び必要に応じて面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。